



島根県報

令和5年10月31日（火）

号外 第 117 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (農山漁村振興課) 3

特別保護地区の指定 (") 4

休猟区の指定 (") 5

特定猟具使用禁止区域の指定 (") 5

鳥獣保護区の指定の一部改正 (6件) (") 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

| 設備機器の種類 | 使用料の額 |
|------------------------------|-------------|
| 化学関連機器 | |
| ロータリー対応レーザーカッター | 1時間につき 430円 |
| 食品関連機器 | |
| マルチ皮膚計測装置 | 1時間につき 220円 |
| 機械・金属関連機器 | |
| 並列計算用ワークステーション（GWS-621A） | 1時間につき 70円 |
| 並列計算用ワークステーション（HP-Z6G4） | 1時間につき 60円 |
| 並列計算用ワークステーション（HP-Z6G4-2023） | 1時間につき 50円 |

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

| 設備機器の種類 | 使用料の額 |
|---------------|-------------|
| 窯業関連機器 | |
| 恒温恒湿器 | 1時間につき 270円 |
| 示差熱-熱重量同時測定装置 | 1時間につき 200円 |
| 熱機械分析装置 | 1時間につき 270円 |

(2) 設備機器の名称の改正（別表第1関係）

島根県産業技術センター

| 改正前 | 改正後 |
|----------------|-----------------------------|
| 並列計算用ワークステーション | 並列計算用ワークステーション（UNI-XW-621S） |

2 施行期日

令和5年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第57号

島根県産業技術センター施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「

| | | | | |
|-----------|-------|--------|--------|---|
| 別表第1の1の表中 | GPC装置 | 1時間につき | 1,160円 | を |
|-----------|-------|--------|--------|---|

」

| | | | |
|-----------------|---------|--------|----|
| G P C 装置 | 1 時間につき | 1,160円 | に、 |
| ロータリー対応レーザーカッター | 1 時間につき | 430円 | |

| | | | |
|-------|---------|-----|---|
| 真空包装機 | 1 時間につき | 50円 | を |
|-------|---------|-----|---|

| | | | |
|-----------|---------|------|----|
| 真空包装機 | 1 時間につき | 50円 | に、 |
| マルチ皮膚計測装置 | 1 時間につき | 220円 | |

| | | | |
|----------------|---------|-----|---|
| 並列計算用ワークステーション | 1 時間につき | 80円 | を |
|----------------|---------|-----|---|

| | | | |
|---------------------------------------|---------|-----|-------------|
| 並列計算用ワークステーション (U N I - X W - 621 S) | 1 時間につき | 80円 | に改め、同表の2の表中 |
| 並列計算用ワークステーション (G W S - 621 A) | 1 時間につき | 70円 | |
| 並列計算用ワークステーション (H P - Z 6 G 4) | 1 時間につき | 60円 | |
| 並列計算用ワークステーション (H P - Z 6 G 4 - 2023) | 1 時間につき | 50円 | |

| | | | |
|-------|---------|------|---|
| 真空押出機 | 1 時間につき | 100円 | を |
|-------|---------|------|---|

| | | | |
|---------------|---------|------|-------|
| 真空押出機 | 1 時間につき | 100円 | に改める。 |
| 恒温恒湿器 | 1 時間につき | 270円 | |
| 示差熱-熱重量同時測定装置 | 1 時間につき | 200円 | |
| 熱機械分析装置 | 1 時間につき | 270円 | |

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

告 示

島根県告示第714号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| | |
|-----------------|--|
| 旭北部ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 3,397ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで |
| 三隅第3ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 3,175ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで |
| 真砂キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 益田市の一部 2 面積 1,748ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで |

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第715号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| | |
|-----------|---|
| 万寿寺特別保護地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 5.0ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
|-----------|---|

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第716号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| | |
|---------|---|
| 西村地区休猟区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 781ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで |
|---------|---|

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第717号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| | |
|--------------|---|
| 古江特定猟具使用禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 78ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 八雲特定猟具使用禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 195ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 井尻特定猟具使用禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 65ヘクタール 3 存続期間 |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 斐伊川第2特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 出雲市及び雲南市の各一部</p> <p>2 面積 154ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 宇賀池特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 7ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 大長見ダム特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 113ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 桜江特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 江津市の一部</p> <p>2 面積 124ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 枕瀬山特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 鹿足郡津和野町の一部</p> <p>2 面積 58ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p> |

| | |
|-------------|--|
| | 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 岬特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 625ヘクタール 3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第718号

鳥獣保護区の指定（昭和40年島根県告示第716号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

表月山鳥獣保護区の項から馬木鳥獣保護区の項までの規定中「平成37年10月31日」を「令和7年10月31日」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表海士鳥獣保護区の項中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第719号

鳥獣保護区の指定（昭和48年島根県告示第692号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第720号

鳥獣保護区の指定（昭和53年島根県告示第888号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

表清水鳥獣保護区の項及び社日鳥獣保護区の項中「平成40年10月31日」を「令和10年10月31日」に、「島根県農林水産

部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表多古鼻鳥獣保護区及び玉造鳥獣保護区の項中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表神西湖鳥獣保護区の項から大波加島鳥獣保護区の項までの規定中「平成40年10月31日」を「令和10年10月31日」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第721号

鳥獣保護区の指定（昭和63年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

表若林鳥獣保護区の項中「平成40年10月31日」を「令和10年10月31日」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表家古屋山鳥獣保護区の項からいこいの村しまね鳥獣保護区の項までの規定中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第722号

鳥獣保護区の指定（平成5年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第723号

鳥獣保護区の指定（平成15年島根県告示第912号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月31日

島根県知事 丸山達也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。
